

緊急報告第 6 号様式

あ て 先	矯 正 局 長 殿 大阪矯正管区長 殿	発 信 人	大阪拘置所長
自殺事故速報			
1 事案発生日時及び概要			
<p>令和 6 年 1 月 1 8 日 (木) 午後 5 時 3 1 分頃、当所 [] において、A 看守部長が同階 [] 内を視察すると、事故者が頭部を同室物品搬入用受け台の下にしてうつ伏せの状態となり、動静視察が困難であったことに加え、事故者に声掛けを行うも一切の反応がなかったため、同時 3 2 分、A 看守部長は処遇事務室に電話報告した。</p> <p>同時 3 4 分頃、同室に赴いた B 副看守長及び C 看守部長が開扉の上、事故者の状態を確認すると、事故者が、ゴムひも (長さ約 6 0 センチメートル、幅約 1. 4 センチメートル) の両端を結んで輪状にしたものに首を入れ、同ひもを自身の首に 1 回巻き付けるとともに、同受け台に引っ掛けた状態でうつ伏せの姿勢になってい首しているのを発見したため、A 看守部長が直ちに救命ベル通報し、B 副看守長は、同ひもを事故者の首から取り外した後、直ちに胸部圧迫による救命措置を講じ、さらに、同時 3 5 分頃、同所に駆け付けた監督当直者が事故者に A E D を使用するも、電気ショックが作動することはなかったところ (電気ショックは不要である旨のアナウンス)、同時 3 8 分頃、胸部圧迫を継続しながら事故者を医務部診察室へ搬送した。</p> <p>同時 4 0 分頃、D 看守長が 1 1 9 番通報し、その後、駆け付けた救急隊員により、事故者を外部医療機関 ([]) に搬送し、治療を継続していたところ、本月 1 9 日 (金) 午後 3 時 8 分、同医療機関医師により死亡が確認された。</p> <p>なお、事故者の最終生存確認時刻は、本月 1 8 日 (木) 午後 5 時 1 4 分頃であり、E 主任看守が、 [] の壁にもたれて安座し、正面を見ている事故者の動静を確認している。</p>			
2 事故者名等			
(1) 身 分	刑事被告人		
(2) 氏 名	[]		
(3) 生年月日	[] (5 [] 歳)		
(4) 事 件 名	[]		

- (5) 入所日
- (6) 公判期日
- (7) 入所度数
- (8) 所における行状の経過
- (9) 住 所
- (10) 国 籍

3 推定事案原因

[Redacted]

4 事案に対し採った措置

- (1) 本年1月18日(木)午後5時47分頃、救急車が当所に到着し、同日午後6時1分頃、救急隊員により、事故者を [Redacted] へ搬送し、同時4分頃、同 [Redacted] に到着後、救命措置が実施された。
- (2) 同日午後5時50分頃、事故者を [Redacted] とした。
- (3) 同月19日(金)午後3時8分、同 [Redacted] 医師により事故者の死亡が確認された。
- (4) 同日午後3時22分頃、大阪地方検察庁に事故者が死亡した旨通報し、同日午後5時40分、同庁検察官1名、同庁検察事務官1名、大阪府警察本部刑事部検視調査課警察官2名及び同府警都島警察署刑事課強行犯係2名が来所し、現場検証が実施された。
- (5) 同日午後7時27分から午後8時9分までの間、 [Redacted] において、司法検視が実施され、司法解剖は要しない旨の判断が示された。

なお、同司法検視に並行して、本職及び当所医務部長による行政検視を実施したところ、同医務部長から、事故者の直接死因は、「心停止」であり、その原因については窒息による低酸素脳症との所見が示された。

5 その他

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]

[REDACTED]

(3) 本月20日(土)午後1時31分頃、大阪司法記者クラブ幹事社宛てに本件事案を公表したところ、現時点までの間に10社からの取材があり、新聞報道(朝日新聞)及びネットニュース(NHK)が確認された。

(4) 本件発生時において、勤務職員の居室棟巡回の間隔等に問題は認められなかった。

(5) [REDACTED]

[REDACTED]

(6) 本件事故当日の開室人員は1,033名であり、[REDACTED]には30名(事故者を含む。)が収容されていた。